

〔論 説〕

なぜ暗号資産（仮想通貨，暗号通貨）の譲渡による所得は

譲渡所得に該当しないのか？

—国会における議論を手掛かりとして—

泉 絢 也

I 研究の目的

暗号資産（仮想通貨，暗号通貨）⁽¹⁾の課税関係に関する論点は多岐にわたるが，個人が暗号資産を譲渡（売却や使用）した場合の所得区分はいずれとなるか，とりわけ一般に税負担が小さくなる譲渡所得（所法 33）に該当するかは納税者の関心が高い論点の1つである（このことは，後記Ⅲ 2における大久保議員の「ビットコインに関する再質問主意書」にも表れている）。国税庁は，平成 29 年 12 月に個人課税課情報第 4 号「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」（以下「国税庁情報 4 号」という）において，暗号資産の課税上の取扱いを公表し⁽²⁾，その後も，平成 30 年 11 月に個人課税課情報第 8 号外 5 課共同の別添として「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」（以下，国税庁情報 4 号と併せて「国税庁情報 4 号等」という）を公表している。この国税庁情報 4 号等は，暗号資産取引により生じた損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益，暗号資産を売却又は使用することにより生じる利益）は，原則として—その暗号資産取引自体が事業と認められる場合又はその暗号資産取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合を除いて—雑所得（所法 35）に区分されるとしている。

しかしながら，国税庁情報 4 号等が示す取扱いを見る限り，暗号資産の譲渡による所得の所得区分に関して，①暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地を認めるものであるか（以下「疑問①」という），②なぜ暗号資産の譲渡による所得が原則として雑所得となるのか（以下「疑問②」という），という疑問が惹起される。情報 4 号等を通読しても，これらの点が判然としないのである。当然のことながら，情報 4 号等は，法令で

(1) 暗号資産の定義について，平成 31 年度税制改正で資金決済法にリンクする規定が所得税法にも導入されたが（所法 48 の 2 ①），所得区分への影響は限定的であるとみることできる。本稿では，改正前の議論も踏まえて，また相続税法等にはリンクする規定がないことも考慮し，差し当たり，暗号資産とは，法定通貨ではないが支払手段となりうるもので財産的価値のある電磁的記録と理解しておく。暗号資産の設計は千態万様であり，資産決済法の定義に当てはまらないが一般に暗号資産と呼ばれるものもありうることなどへの配慮も必要である。泉絢也「仮想通貨の譲渡（売却又は使用）と所得税法上の所得区分—外国通貨や為替差損益に対する課税問題も視野に入れて—」税務事例 50 巻 10 号 13～14 頁以下参照。仮想通貨ではなく暗号資産という表現を使用することに関する国内外の動きについて，川端一摩「仮想通貨は「通貨」なのか—「支払手段」としての仮想通貨について—」調査と情報 1044 号 6 頁以下参照。

(2) 情報 4 号よりも前に公表されたタックスアンサー No. 1524 も参照。

はないため、納税者や裁判所を法的に拘束するものではない。よって、情報4号等の取扱いの法的根拠を検証する必要があるが、そのためにはこの疑問①及び疑問②に対する答えが明らかにされることを要する。

ところで、暗号資産に関する税制については、国会において立法論に重きを置いた議論がなされてきたが、その際、現行法下における概念整理や課税上の取扱いに関する議論が抜け落ちていた感がある。このことは、急激に社会に浸透した暗号資産に対して、取り急ぎ対応をする必要があったことを考慮すると、やむを得なかった面もある。しかしながら、暗号資産に関する法制を整備した平成28年6月の資金決済法の改正から約3年経つ。そろそろ、現行法下における概念整理や課税上の取扱いに関する十分な議論を下地とし、立法的手当ても選択肢の1つに入れて暗号資産の課税関係を検討する段階に来ているのではないかと考える。議論を進めるに当たって、国税庁情報4号等の内容を何ら検証することなく所与のものとして取り扱うことは妥当でないが、他方で、暗号資産の課税関係に関する研究や裁判例等が乏しい中で、比較的詳細ないし網羅的に課税関係を明らかにする国税庁情報4号等は貴重な参考資料である。

以上を踏まえて、本稿では、国税庁情報4号等に対する上記の疑問①及び疑問②、さらにはかかる疑問に関連する国税庁の見解の妥当性について考察する。考察の手掛かりとして、国会における議論、とりわけ平成31年3月の参議院財政金融委員会で行われた議論に注目する。同委員会では、暗号資産の譲渡による所得の所得区分、とりわけ譲渡所得該当性が焦点となった上に、国税庁が示した取扱いに捉われずに、最新の学説や諸外国の取扱いも踏まえて、現行法の条文や仕組みに根差した議論（概念論や所得区分に関する議論）がなされ、かつ、一連の議論を通じて、上記①及び②に関する国税庁の見解が徐々に明らかにされた。加えて、同委員会においては、暗号資産や外貨の課税関係に関して、課税当局に対してのみならず、租税法の研究者に対しても（研究の進展を期待するという意味で）球が投げられた。本稿は、微力ながら、その球を投げ返すことも念頭に置く。

II 譲渡所得該当性を否定する根拠

Iで示した疑問①及び疑問②に関連して、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解の根拠に関する推察を示しておく。所得税法33条の譲渡所得該当性を否定するものではないとすれば、考えられる筋として、次の3つ（営利継続性肯定説、資産性否定説、資産の譲渡による所得否定説）を挙げることができる⁽³⁾。

国税庁の立場はいずれであろうか。資産性否定説を経ずに「単純に」資産の譲渡による所得否定説を採用している可能性もあるが、「資産」という条文の文言を等閑視することになりかねないことや、譲渡所得の基因となる資産から金銭債権を除外する所得税基本通達33-1との平仄を考慮すると、資産性否定説が有力である。もっとも、「資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」という要件を含みもつ一時所得（所法34①）との関係で、国税庁は資産性否定説の採用を明言しづらいという事情もあると考える。

(3) 泉・前掲注(1)21～25頁参照。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

<p>営利継続性肯定説</p>	<p>この説は、暗号資産の譲渡による所得は、譲渡所得から除外される「たな卸資産……の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」に該当する（所法33②一）と解する。営利目的性や継続的譲渡性が否定される場合などに、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地を残す。</p>
<p>資産性否定説</p>	<p>この説は、暗号資産のようなキャピタルゲイン又はロスを生まない（値上がりや値下がり観念できない）ものは、譲渡所得の基因となる資産⁽⁴⁾に該当しないと解する。営利継続性肯定説と異なり、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地はない。この説は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」（清算課税説）であること⁽⁵⁾及び金銭⁽⁶⁾は、特別の場合を除いては、物としての個性を有しておらず、単なる価値そのものと理解されていること⁽⁷⁾を基底とする。ここから、金銭は、それ自体が他のものや利益の価値をはかる価値尺度であり、値上がりや値下がり考えることができないため、キャピタルゲインを生まず、譲渡所得の基因となる資産に該当しないと解する⁽⁸⁾という考え方を経由し、暗号資産の資産性を否定する。いわば譲渡所得に固有の資産概念に依拠する。</p>
<p>資産の譲渡による所得否定説</p>	<p>この説は、暗号資産の譲渡により生じる所得はキャピタルゲイン又はロスではないため、所得税法33条1項の「資産の譲渡による所得」に該当しないと解する。この説によれば、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地はなくなるであろう。</p>

Ⅲ 国会におけるこれまでの議論

国会においては、損益通算や純損失の繰越の可否、分離課税の採用（立法論）などにも議論が及んでいるが、本稿の目的を踏まえて、以下では、暗号資産の譲渡による所得の所得区分の問題、とりわけ譲渡所得該当性に関連する議論を取り上げる。

1 平成26年2月における大久保勉議員による「ビットコインに関する質問主意書」及びこれに対する回答等

大久保勉議員は、「ビットコインに関する質問主意書」（平成26年2月25日）により、「ビットコインによる取引には課税されるか」との質問を行った。これに対して、内閣総理大臣名による答弁書（平成26年3月7日）では、次のとおり回答があった。

「個別具体的な課税関係については、個々の事実関係に基づき判断すべき事柄であり、また、お尋ねの『ビットコインによる取引』の内容が明らかでないことから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）、消費税法（昭和63年法律第108号）等に定める

(4) 譲渡所得の基因となる資産という語は、所得税法38条2項や59条などで使用されている。

(5) 最高裁昭和43年10月31日第一小法廷判決（集民92号797頁）など参照。

(6) 金銭の定義を巡る問題については、古市峰子「現金、金銭に関する法的考察」金融研究14巻4号101頁以下など参照。

(7) 最高裁昭和29年11月5日第二小法廷判決（刑集8巻11号1675頁）、最高裁昭和39年1月24日第二小法廷判決（集民71号331頁）。

(8) 参考として、佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版補正版〕』87～88頁（弘文堂2018）、浅妻章如「価値尺度と租税法」林康史編『貨幣と通貨の法文化』80頁以下（国際書院2016）、柳澤賢仁＝酒井克彦「特別対談 仮想通貨の実務最前線～国税庁FAQを踏まえて～」税理62巻1号167頁〔酒井克彦〕参照。

課税要件を満たす場合には、課税の対象となる。」

これを受けて、大久保議員は、「ビットコインに関する再質問主意書」(平成26年3月10日)を提出し、次の質問を行った。

「ビットコインの交換で経済的利益を得た者が確定申告を行う際、一般論として所得の区分は何に該当するのか(特に、譲渡所得に該当するか)、政府の見解を示されたい。また、法人税の申告の場合における取扱いについても、併せて示されたい。〔下線筆者〕」

これに対して、内閣総理大臣名による答弁書(平成26年3月18日)では、次のとおり回答があった。

「個別具体的な課税関係については、個々の事実関係に基づき判断すべき事柄であり、また、お尋ねの『ビットコインの交換で経済的利益を得た』の内容が明らかでないことから、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、個人が得た経済的利益が所得税法(昭和40年法律第33号)第33条第1項に規定する所得に該当する場合には、譲渡所得となり、また、法人が得た経済的利益の額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入される。」

また、平成27年5月19日に行われた参議院財政金融委員会において、麻生太郎財務大臣(当時)は、次のとおり答弁している。

「法定通貨というのは、もう御存じのように、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律がございまして、これによって貨幣及び日本銀行券のみとされておりますので、したがって、お尋ねのようなビットコインは法定通貨ではありません。これははっきりいたしております。これを前提に、課税上の取扱いについて一般論として申し上げさせていただければ、ビットコインの譲渡というものは、これは消費税法上の資産の譲渡等に該当するということになるかと思いますので、消費税の課税の対象となります。また、ビットコインの譲渡により、キャピタルゲイン、いわゆる譲渡利益が出た場合は、当然のこととして所得税又は法人税課税の対象となります。〔下線筆者〕」

いずれも、情報4号公表前のものであり、課税庁内部において、暗号資産の課税上の取扱いが確定していなかったと推察される。そのためか、政府側の回答及び麻生大臣の答弁は、当然のことを述べた(単に条文の記載内容を繰り返した)にすぎないものとなっている。もっとも、麻生大臣の答弁に対しては、ビットコインの譲渡によりキャピタルゲインが発生することを認めたもの、さらにいえば、ビットコインの譲渡利益が譲渡所得に該当する余地があることを認めたものという見方もありうる。他方、この段階では課税庁において暗号資産及びその課税関係に関する議論が十分になされていなかったにすぎず、かかる見方は早計であるという評価もありえよう。いずれにしても、これらの回答等を見る限り、情報4号が公表される前の段階における政府の見解は、ビットコインの譲渡による所

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

得が譲渡所得に該当する余地があることを認めるか、少なくとも譲渡所得に該当する可能性を頭から否定することはしないものであったといえる。

2 平成 30 年 3 月の財政金融委員会における藤巻健史議員の質問及びこれに対する答弁

暗号資産の譲渡により生じた損益は原則として雑所得に区分されるという国税庁の見解を示した情報 4 号等が公表された後の平成 30 年 3 月 22 日の参議院財政金融委員会において、藤巻健史議員は「仮想通貨を物と考えれば、これ譲渡所得という考え」もありえたが、「改正資金決済法でこれは仮想通貨を支払手段と位置付けた」ため、国税庁の取扱いは雑所得が原則となったという理解で正しいか、という趣旨の質問を行っている。これに対して、藤井健志国税庁次長（当時）は、次のとおり答弁した。

「結論は委員御指摘のとおりでございます。所得税法上、譲渡所得につきましては、最高裁判決などにおきまして、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨と解されておりまして、法令上は資産の譲渡による所得と、こういうことでございます。

ビットコインなどの仮想通貨につきましては、御指摘の資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられておりますので、外国通貨と同様に、その売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであるというふうに考えられるところでございます。

そういうふうに考えられるところでございますので、資金決済法の改正によって位置付けがなされたことも考慮の上、仮想通貨の売却又は使用により生じた利益は譲渡所得には該当せず、どの所得にも属さないということで雑所得に該当するというふうに解しているところでございます。〔下線筆者〕

藤井氏は、外貨（外国通貨）と同様に、暗号資産の売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであると述べている。外貨との関係でいうと、星野次彦財務省主税局長（当時）も、次のとおり答弁している。

「仮想通貨を売却又は使用することによる損益、原則として雑所得に区分され総合課税の対象となるわけでございますけれども、この取扱いは日本円と外貨を交換した場合の為替差益が雑所得として総合課税の対象となることとのバランスを考えれば適当なものと考えております。」

これらによれば、国税庁は、清算課税説を前提として、暗号資産の支払手段性を強調することにより、暗号資産の売却又は使用により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものと解していることがわかる。また、その際、外貨の取扱いとの整合性を意識していることが判明する。そうすると、国税庁は、疑問②に関して、資産性否定説を採用しており、疑問①について、上記答弁には譲渡所得該当性の余地を残すよ

うな表現は見当たらないこと及び同説をとる帰結からして、譲渡所得に該当する余地を否定する立場であるという推察が一応成り立つ。もっとも、暗号資産の資産性については言及されておらず、資産の譲渡による所得否定説をとっている可能性も皆無ではない。

3 平成31年3月の財政金融委員会における藤巻健史議員の質問及びこれに対する答弁 (1) 平成31年3月14日の財政金融委員会

藤巻健史議員は、平成31年3月14日の参議院財政金融委員会において、平成30年3月における藤井氏と星野氏の上記答弁を引き合いに出し、「要するに、暗号資産というのは支払手段であるからキャピタルゲインを生じるわけがない。そしてもう一つは、外貨の課税関係との整合性を考えて、だから雑所得だというふうには私はそのお二人の発言から理解したんですけれども、それは違いますか。なぜその暗号資産が譲渡所得でないのか、その辺のロジックをちょっとお聞きしたい」と質問している。藤巻議員は、暗号資産の譲渡所得該当性を否定する国税庁の取扱いの根拠について、説明を求めたのである。これに対して、並木稔国税庁次長(当時)は、次のとおり答弁している。

「所得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されておりまして、当該所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としましてこれを清算して課税する趣旨と解されているところでございます。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産につきましては、先ほど御指摘もございましたけれども、資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されておりまして、また、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところでございまして、このため、我々国税当局といたしましては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているところでございます。〔下線筆者〕

そして、藤巻議員は、「国税当局は、暗号資産もそれから外貨預金も譲渡所得とか一時所得でないということを証明しない限り雑所得に入れられないわけですよ。もし私がここで、暗号資産とか外貨所得が、外貨資産の譲渡益が一時所得であるとかそれから譲渡所得であると申し上げたときに、それを完璧に否定していただかない限り、雑所得に入れる理由というのはないんですよ。だから、今日、私は、暗号資産とか外貨資産というのは譲渡所得ではないんですか、これは一時所得ではないんですかということをお聞きしたい」と前置きした上で、「譲渡所得の起因となり得る資産というのは譲渡性のある財産権を全て含む広い概念である、こう私は理解していますけれども、それで正しいかどうか、お教えください。」と質問している。これに対して、並木氏は次のとおり回答している。

「今おっしゃいましたところの譲渡所得の起因となる資産とは、一般的にその経済的価値が認められて取引の対象とされまして、増加益が生じるような全ての資産が含ま

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

れるものと解されているところでございますけれども、その増加益が資産の価値の増加益とは異なる性質を持つ資産については譲渡所得の起因となる資産には該当しないというふうに考えております。

御指摘のいわゆる暗号資産については、先ほど申し述べたところでございますけれども、資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されておりますし、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、外国通貨と同様に、その譲渡益等は資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであると考えております。

したがいまして、国税当局としては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものと取り扱っているところでございます。いわゆる暗号資産は譲渡所得の起因となる資産には該当しないものと考えております。〔下線筆者〕

並木氏の上記答弁は、基本的には平成30年3月22日における藤井氏の上記答弁の繰り返しであるが、下線部分に注意を向けておきたい。暗号資産の譲渡による所得は、一般論として、譲渡所得に該当しないと述べるものであり、場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを言外に示しているものと見る余地があるからである。

次に、藤巻議員は、「要するに値上がり益があるか値下がり損があるかということ、要するにキャピタルゲインがあるかどうかの判断だというふうに思っていますけれども、キャピタルゲイン、私はキャピタルゲインだと思」うとした上で、諸外国の税制がキャピタルゲインとして認識しているのか否かを確認する質問を行った後⁽⁹⁾、次のとおり発言している。

「私は暗号資産の分類、それから外貨預金の分類も、確におっしゃるように、おっしゃるようにじゃないな、雑所得というのは、さっきも言いましたように何にも範疇に入らないものが雑所得へ行くわけですから、可能性として譲渡所得かもしれない、一時所得かもしれないものだったらば、まあ確かにその三つの要因あるかと思えますよ、そうとも言えないというような。でも、可能性としてその譲渡所得の可能性もあり、一時所得もあるんだったらば、課税の論理で言わないで、やっぱりどの範疇にすると国が元気になるかということを考えるべきだと思うんですよ。それは、学問上雑所得にしかならないというなら話は別ですよ。だけど、雑所得の可能性じゃなくて譲渡所得の可能性もある、一時所得の可能性もあるんだったらば、国にとって何が一番いい範疇に入るのかなということを考えるべきだと思うんですよ。……まさに雑所得しか駄目だというなら話は別ですよ。まだ議論続けていきますけれども、一時所得かもしれない、譲渡所得かもしれないんだったらば、それは全否定でしないでそっちにした方がいいんじゃないかという話です。それは全く暗号資産も同じなんです。」

(9) 諸外国における暗号資産の課税上の取扱いについて、泉絢也「諸外国における仮想通貨の課税上の取扱い」税理61巻11号55頁以下、酒井克彦編著『キャッチアップ仮想通貨の最新税務』125頁以下（ぎょうせい2019）〔泉絢也〕参照。

かように藤巻議員は、暗号資産や外貨の譲渡等に係る所得の所得区分が現行所得税法下において、雑所得のみならず譲渡所得や一時所得に該当すると解する余地が認められるのであれば、政策的に所得区分を決定するような立法措置をとるべきであるという趣旨の主張を行っている。藤巻議員が、まず、暗号資産の譲渡所得該当性を否定する国税庁の取扱いの根拠について国税庁に対して説明を求めたのは、かかる主張を行うための布石であったと思われる。

そして、藤巻議員は、次のとおり、かかる主張の裏付けとして、わが国における租税法の代表的教科書である金子宏名誉教授の『租税法』の最新版(第23版)において、「ビットコイン等の仮想通貨」は譲渡所得の基因となる資産に該当し、その譲渡による所得が譲渡所得である旨の記載がなされたことを示している。

「学説的にどうかというと、ちょっと読みたいんですけど、その権威のある、租税法の代表的教科書と言われている金子宏先生の教科書、一か月ぐらい前に新しいバージョンが出た、二十三版が出たんですけど、二十三版に……二百六十一ページですけど、新しいバージョンですよ、出たんですよ。譲渡所得における資産とは、譲渡性のある財産権を全て含む概念で、ビットコイン等の仮想通貨などがそれに含まれるとの記載があります。

要するに、この権威者の書いた、これビットコインとは書いてありますけれども、仮想通貨も譲渡所得になる財産の一つだと、こう明言されているわけですよ。学説的にもこういうのがあるときに、わざわざこれを否定して雑所得に入れる必要というのは全くないというか、これ、この金子先生の説を否定しない限り、雑所得に入れる理由ってないんですよ。雑所得というのは、何度も繰り返し申し上げますけれども、どこにも入らないのが雑所得でございますから。

だから、是非、もしできるんだったらば次回、繰り返しますけれども、金子先生の説を否定できるだけのものをいただきたいと思うんですね。否定できなかつたら、やっぱり私は、確におっしゃるように雑所得の可能性もありますよ、でも、譲渡所得でもいいじゃないかと、私はこう思うので、これ宿題にしますけど、また次回続きをやりたいと思いますけれども、是非、そのことを言って、ちょっともし、まだ一分ありますので、もし主税局長、何かお話ししたいのであれば。」

これに対して、星野氏は次のとおり答弁している。

「本日の議論は、所得税法上の所得分類の関連で、やはり概念整理をやるということで議論が始まりました。

国税庁も含めまして、私どもは、所得税法上の例えば譲渡所得の概念についてはる申し上げましたけれども、資産の値上がりによってその資産の所有者に帰属する増加益を所得として認識をしてこれに課税をするという趣旨でございます。これまでの国税庁からの答弁でも、ビットコインなどの暗号資産については、これは、資金決済法上も、また消費税法上も見ても、その資産の値上がりによる増加益というふうには性質上考えられないということで、これが譲渡所得に当たらないということでござい

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

ます。

また、外国為替についてもほぼ同じような理屈でこういうことを申し上げておりまして、ここの分類につきましては、そこは政策的な要請という先生の御主張も分かりますけれども、政策的要請で概念が変わるものではないということで、私どもの概念整理を御説明をしているということでございます。」

これを受けて、藤巻議員は、次のとおり返している。

「政策的なもので範疇が変わるわけではないというのは私も十分に分かっています。学説にそういうのがあるから変えてみたらどうですかという話を今日はしているわけで、今後、きっとこの今日、話を聞きながら、いろいろ学者の先生の間でも議論が始まると思いますので、是非、学説でいろんなことを、どういうふうに出るか、興味を持って見ていきたいなと思います。」

暗号資産や外貨の課税関係について、藤巻議員から租税法の研究者に対して球が投げられたのである（これに対する応答はⅣ及びⅤにおいて行う）。いずれにしても、筆者はかねてから、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解の妥当性に疑問を提起し、少なくともその根拠に関する説明が足りていないのではないかという指摘を行ってきた。よって、国会において、国税庁の見解に疑問を抱き、妥当性を検証するような議論が展開されていることを歓迎したい。

(2) 平成 31 年 3 月 20 日の財政金融委員会

藤巻健史議員は、所得税法の建付け上、暗号資産を雑所得として国税当局が主張している限り、譲渡所得や一時所得該当性を否定するロジックを国税当局自身が説明しなければならないことを再述した上で、国税当局の主張は「要は、暗号資産というのは支払手段であり、資産ではない、だから譲渡所得ではないよと、こういう主張かと思いますが、いかがでしょうか」と質問している。これに対して、並木稔氏は、次のとおり答弁している。

「所得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されておりまして、当該所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨と解されておりまして。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産は、資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところでございます。

このため、国税当局としては、暗号資産は、資産ではあるものの、譲渡所得の起因となる資産には該当せず、その譲渡所得による所得は一般的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っているところでございます。〔下線筆者〕

上記答弁からすると、暗号資産の譲渡による所得は、一般論として、譲渡所得に該当しないと述べて、場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを示唆するという当局の態度はひとまず固まったように見える。加えて、注目しておきたいのは、並木氏が、暗号資産が「資産」であることを認めた上で「譲渡所得の起因となる資産」には該当しないと明言している点である。暗号資産の譲渡による所得は譲渡所得ではなく、原則として雑所得となるという国税庁の見解の根拠が、国会でのやりとりを通じて、徐々に、明らかにされたのである。続けて、藤巻議員は、「暗号資産というのは支払手段でもあるというふうにおっしゃっていましたがけれども、支払手段というのはキャピタルゲイン、値上がり益とか値下がり損というのは生じるんでしょうか。」と質問している。

敷衍すると、国税庁のいうように暗号資産が支払手段に該当するとしても、次のような疑問が残る。

- ・なぜ支払手段であると、譲渡所得の基因となる資産に該当しないのか。
- ・なぜ支払手段であると、値上がり又は値下がり（キャピタルゲイン又はキャピタルロス）を観念できないと解されるのか。
- ・支払手段性が少しでも認められるのであれば一律にそのように解されるのか。

よって、藤巻議員の質問は的を射たものであるといえよう。これに対して、星野次彦氏は、次のとおり答弁している。

「暗号資産は資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されております。消費税法上も、支払手段に類するものとされているところでございます。

こうした現行法令を踏まえれば、暗号資産につきましては、外国通貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難と考えております。このため、国税当局においては、暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているというふうに承知しております。〔下線筆者〕

かかるやりとりにより、現行法令を踏まえれば、暗号資産については、外貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難である、というところまで譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解の根拠が明らかにされたことになる⁽¹⁰⁾。

また、平成31年度税制改正案（平成31年3月27日に成立）では所得税法上の棚卸資産から（資金決済法上の）「仮想通貨」を除外する規定が織り込まれていること（所得税法2①十六）を踏まえて、藤巻議員は、次のとおり質問している。

「今、改正案、所得税法第二条第一項十六号の改正案ではこう述べているわけです。

(10) タックスアンサー等で使用されていた「邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益」という（趣旨の）表現と整合するものであることを指摘しておく。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

卸売資産〔筆者注：正確には「棚卸資産」。以下同じ〕のところで、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の第二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨及び山林は除く。）で棚卸しをすべきものとしては政令で定めるものをいう、こう書いてありますから、これはもう確実に国税当局が、資産であると、後で譲渡所得の起因する資産かどうかは別として、資産であるということは確実にここで認められたわけですよ。

なぜかという、ここで卸売資産ではないというふうに明言しているということは、資産であることを認めている証左だと思うんですけども、一応そういうことで、そういう理解でよろしいですね、資産で。」

これに対して、星野氏は、次のとおり答弁している。

「御指摘のとおり、今回、所得税法の改正案におきまして、棚卸資産の範囲から仮想通貨、すなわち暗号資産を除くこととしておりますけれども、これは所得税法の改正案におきまして、暗号資産の必要経費に算入する金額の計算方法、これを法令上明確化するに当たりまして、所得税法、現行の所得税法において既に規定されている棚卸資産の原価等の計算方法に関する規定が重複して適用されないことを明らかにするために、行う改正でございます。

お尋ねになりましたように、暗号資産の売却益等が資産の譲渡による所得として定義される譲渡所得に該当しないとされていることに関しまして、財務省、国税庁は暗号資産が税法上の資産になること自体を否定しているのか、資産として認めているのかという御趣旨であると受け止めましたけれども、この点については暗号資産は資産ではあるということございまして、これは今回の改正でも明確でございます。

繰り返しになりますけれども、譲渡所得の起因となる資産には該当せず、その譲渡による所得は一般的には譲渡所得に該当しないということを説明させていただいております。」

上記答弁では、財務省及び国税庁は、暗号資産は資産ではあることを認めるが譲渡所得の基因となる資産には該当しないと解しており、暗号資産が資産であることは平成31年度の改正法からしても明らかであるとされている。この部分だけを見る限りでは、疑問①及び②に関して、国税庁は資産性否定説を採用していることが明らかになり、同説をとる帰結として譲渡所得に該当する余地を否定する立場であるという推察が正しかったことが判明したといえよう。これによって、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解の妥当性に関して、議論すべき点が絞られることになった。すなわち、重点的に検討すべきは、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かという点であることが明らかになった。満を持して、藤巻議員は、再び、金子宏著『租税法』において、「ビットコイン等の仮想通貨」は譲渡所得の基因となる資産に含まれることが明記されたことを摘示した上で、次のとおり、当局に質問を突き付けている。

「雑所得であるというふうに国税当局が主張するためには、こういう先生のことを明確に否定しない限り駄目なわけですよ。だって、雑所得というのはそういう譲渡所得とかいうものに含まれていないものであるというふうに規定されているわけですから。明らかに学説の、その租税法の大家の先生が言おうと何だろうと、これは違うんだ、だから雑所得だというふうな論法をしていただかないと、これは納得できないですね、やっぱり法律上ね。いかがですか。」

これに対して、並木氏は、次のとおり答弁している。

「いわゆる租税法に関しましては大学教授など多くの有識者の方による研究が行われておりまして、委員御指摘の金子先生の『租税法』のほかにも様々な御意見があることも承知しておりますが、国税当局として租税に関する個々の学説についての見解を述べることは差し控えさせていただきたいと思います。その上で、いわゆる暗号資産の譲渡益に係る所得区分について国税当局としての見解を申し上げるとすれば、先ほど来御答弁申し上げている内容となるところでございます。」

これを受けて、藤巻議員は、次のとおり返している。

「最終的な結論は、今おっしゃったように、学者の先生が譲渡所得の可能性もあるというふうにおっしゃっている、あと私は一時所得の可能性もあるかなと思っているんですけども、もしこの暗号資産の譲渡益が雑所得の可能性もある、一時所得の可能性もある、そして、まあ雑所得の可能性もあると、こういう可能性があるんであるならば、これはやっぱりあとは政治判断でいいと思うんですよね。これは確かに、暗号資産の所得がこれが例えば利子所得であるなんといったら、これは絶対否定されるんですけども、大家の先生までも言っている学説の一つであるならば、それはあとは国税当局が主張するんじゃなくて、政治的にもこういうものだというふうに言っているんじゃないかと思うんですよ。」

平成31年3月14日の財政金融委員会においても垣間見せていたように、藤巻議員は、暗号資産や外貨の譲渡等に係る所得の所得区分が現行所得税法下において、雑所得のみならず譲渡所得や一時所得に該当すると解する余地が認められるのであれば、政策的に所得区分を決定するような立法措置をとるべきであるという趣旨の主張を行っているのである⁽¹¹⁾。現行法の解釈論に根差した立法論である。その後、藤巻議員は、外貨の課税関係にも論及したため、星野氏が次のとおり答弁している⁽¹²⁾。

(11) 藤巻議員は、平成31年3月28日、令和元年5月14日及び31日の参議院財政金融委員会においても同旨の主張を行っている。

(12) 米国連邦所得税法と比較すると、日本の所得税法における外貨に関する課税制度は非常に規律密度が小さいものとなっている。よって、「物としての変化を捉まえて譲渡所得課税をすべきという議論」があることを認めるが「外国通貨について一般的な資産と異なる課税方式としている」という答弁には違和感がある。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

「外国為替の話が出ましたので、これが雑所得に入っている理由でございます。

これは、暗号資産についてもる述べましたと同様でございますけれども、外国通貨については、通貨という位置付けのほかに物という性格があるのではないかという、そういう御意見もあります。物としての価値の変化を捉まえて譲渡所得課税すべきという議論もございますけれども、やはり譲渡所得という所得区分は、資産が一定期間保有されて、その間に経済的価値が累積していった場合に、それをまさに手放す際にまとめて生ずる税負担を二分の一課税や五十万円の特別控除を通じて緩和をするといったような趣旨で区分が設けられているという、こういった制度趣旨に鑑みましても、外為法上の対外支払手段として随時様々な資産の対価の弁済に用いることができる、こうした外国通貨について一般的な資産と異なる課税方式としていることは、それは税負担の求め方としては合理性はあるのではないかというふうに考えているところでございます。〔下線筆者〕

また、並木氏は、次のとおり、当局として個々の学説について見解を述べることは差し控えるとした上で、外国為替差損益が譲渡所得に該当しないとする論拠についても言及している。

「いわゆる租税法に関しては多くの有識者の方による研究がございまして、委員御指摘のものも含めて様々な意見があることは承知しておりますけれども、当局として個々の学説について見解を述べることは差し控えさせていただきたいと存じます。

その上で、外国通貨と邦貨との交換による、生じる為替差損益に係る所得区分について、国税当局としての見解を申し上げれば、為替差損益は外国通貨を邦貨などの他の通貨と交換する際の交換レートの変動により生ずるものでありまして、外国通貨自体の価値が変動したのとは考えられず、資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところであります。

このため、国税当局といたしましては、外国通貨は資産ではあるものの、譲渡所得の起因となる資産には該当せず、外国通貨と邦貨との交換により生ずる為替差損益、つまり外国通貨の譲渡による所得でございますけれども、これは一次的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っているところでございます。〔下線筆者〕

下線部分の「一次的に」という語が「一般的に」と同じ意味で用いられているとすれば、上記答弁は、外貨の譲渡による所得についても、暗号資産と同様に、一般論として、譲渡所得に該当しないが、場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを示唆するものである。

Ⅳ 国税庁の見解に対する疑問

Ⅲで見た国会における議論から、次の点が明らかとなった。

- ・国税庁は、清算課税説を前提として、(現行法令下における)暗号資産の支払手段性を強調することにより、外貨と同様に、暗号資産の譲渡により生ずる利益は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものと解している。
- ・国税庁は、暗号資産は資産ではあるが、譲渡所得の基因となる資産には該当しないと解している。

この部分だけを見る限りでは、疑問①及び②に関して、国税庁は資産性否定説を採用し、かつ、同説をとる帰結として譲渡所得に該当する余地を否定する立場であるという推察が正しかったことになる。これによって、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解の妥当性に関して、議論すべき点が絞られる。すなわち、重点的に検討すべきは、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かという点である。

以上を踏まえて、次の1及び2において、国会において示された国税庁の見解に対する考察を行うとともに、3において、資産性否定説を採用する国税庁の見解に対して疑問を提起する。

1 資産性否定説と「一般的に」という語の使用の関係

国税庁は資産性否定説を採用し、かつ、同説をとる帰結として譲渡所得に該当する余地を否定する立場であるという推察が正しかったと述べたが、直ちに留意を付しておかなければならないことがある。平成31年3月14日の財政金融委員会における並木稔氏の上記答弁は、暗号資産の譲渡による所得は、一般論として、譲渡所得に該当しないとするものであり、場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを言外に示しているという見方が成り立つことである。そして、その後の財政金融委員会(平成31年3月20日、令和元年5月14日)における並木氏らによる同旨の答弁においても「一般的に」という語が使用されている。

国税庁の見解が譲渡所得に該当する余地を残すものであるとすると、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する根拠として国税庁が採用する資産性否定説と整合しないのではないかと。国税庁は、暗号資産について、資金決済法上、対価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、また、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするというロジックをとる。そうであるならば、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地はなくなるはずである。暗号資産は、譲渡所得の基因となる資産に該当しないと説く資産性否定説によると、暗号資産は所得税法33条の資産に該当しないのであるから、譲渡所得に該当する可能性は切断されるのである。

そうすると、国税庁は場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを言外に示しているという見方が否定されると考えるべきか。しかしながら、平成30年3月22日の財政金融委員会において、藤井健志氏が同旨の答弁をした際には「一般的に」という語は用いられていなかったこと及びその後の答弁において並木氏と星野次彦氏が「一般的に」という語を使用していることからすると、やはり意識的に入れ込んでいると考えるのが自然である。国会において連続して追及され、当局の対応ないし解釈が後手に回っている、あるいはブレ始めたと見るべきであろうか。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

2 金子宏著『租税法』と国税庁の見解

平成31年3月20日の参議院財政金融委員会において、藤巻健史議員は、金子宏著『租税法』の最新版（第23版）においてビットコイン等の暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得の基因となる資産に該当すると明記された点を示して、資産性否定説の立場から暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する国税庁はこの金子教授の見解を明確に否定しなければならないと指摘している。これに対して、並木氏は、「国税当局として租税に関する個々の学説についての見解を述べることは差し控えさせていただきたい」とし、「その上で、いわゆる暗号資産の譲渡益に係る所得区分について国税当局としての見解を申し上げるとすれば、先ほど来御答弁申し上げている内容となる」と答えている。

かような国税庁の答弁に対して、藤巻議員の質問に正面から回答することを避けているという批判があるかもしれない。藤巻議員は、国税庁に対して、単に個々の学説に対する見解を示すべきであると述べているのではない。要するに、藤巻議員は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得であるとする所得税法35条1項の建付けを根拠として、暗号資産の譲渡による所得を原則として雑所得とする国税当局こそが暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当しないことを証明しなければならないと述べている。そして、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当することを明言する金子教授の学説を示した上で、かような同項の建付けからすれば、雑所得であるとする国税当局はかかる学説を明確に否定しなければならない、と主張している。藤巻議員の主張は、所得税法の条文構成に沿った論理的な主張である一方、並木氏の形式的ないし杓子定規ともいえる答弁は単に藤巻議員の質問に正面から回答することを避けているにすぎないという批判である。なるほど、国税庁が答えるべきは、個々の学説に対する見解ではなく、学説に示されている考え方又は学説をとりいれた藤巻議員の主張に対する国税庁の見解であろう。

しかしながら、かかる批判は必ずしも妥当しないという見方もありうる。確かに、金子教授は、所得税法33条の「資産とは、譲渡性のある財産権をすべて含む観念で、動産、不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位、ビットコイン等の仮想通貨」などが広くそれに含まれると述べておられる⁽¹³⁾。同条の資産が「譲渡性のある財産権をすべて含む観念」であること以外に、「ビットコイン等の仮想通貨」が同条の資産に含まれると解することの論拠の説明は見当たらない。金子教授は、譲渡所得の基因となる資産から金銭債権を除外する所得税基本通達33-1について、実質論としてはこの取扱いは正当であるが、法の明文の規定をまたずに所得税法33条の趣旨解釈としてこの取扱いが出てくるかどうかは問題が残るという立場を示されたことがある⁽¹⁴⁾。このことを踏まえると、同条の資産は「譲渡性のある財産権をすべて含む観念」であるから、同条の資産から暗号資産を除くという明文の規定がない限り、暗号資産も同条の資産に含まれるというのが金子教授の見解であるといえるかもしれない。このことは、金子教授が、外貨の譲渡による所得も譲渡所得に該当する余地を認めていることにも通じる⁽¹⁵⁾。

(13) 金子宏『租税法〔第23版〕』261頁（弘文堂2019）。

(14) 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」同『課税単位及び譲渡所得の研究』89頁以下（有斐閣1996）〔初出1975〕参照。

他方、国税庁は、譲渡所得の基因となる資産から金銭債権を除外する所得税基本通達33-1について、法令化せずに、いまだ通達として存続させている⁽¹⁶⁾。しかも、単なる緩和通達ではなく、法の解釈として同通達の内容が支持されると解していると思われる。この点で、国税庁の見解は金子教授の上記立場とは異なる。かような国税庁の見解によると、一般的な意味で資産に該当するものについて、譲渡所得の基因となる資産から暗号資産を除くという明文の規定がなくとも、その譲渡による所得が資産の値上がりによるものとは性質を異にするといえるならば、金銭債権と同様に、それは譲渡所得の基因となる資産には該当しないという結論にも達しうる。解釈論としての妥当性の問題をひとまず措くとすれば、国税庁としては、一応、首尾一貫した主張を行っているといえるかもしれない。もちろん、国税庁の見解をさらに展開させて、突き詰めた検討を行う余地はある。

3 資産性否定説に対する疑問⁽¹⁷⁾

(1) 譲渡所得の基因となる資産からの除外について（支払手段該当性について）

所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいうとし、同条2項1号は、「たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」は、「譲渡所得に含まれないものとする」と規定する。同号は、同法33条1項の「資産」が「たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）」を包含する広い概念であることを前提としている（所得税法33条1項の「資産」は広い概念であることについて上記2及びⅢ3（1）参照）。また、この規定の実質上の根拠について、そこに列挙された所得がキャピタルゲインではないという点に求めることができるならば⁽¹⁸⁾、同号のような明文の除外規定がない中で、キャピタルゲインを生まないものは譲渡所得の基因となる資産に該当しないとする縮小解釈に対しては、少なくとも制限的・謙抑的になされるべきではないか、という批判も可能である。ただし、所得税法33条2項1号は、文面上、譲渡所得の基因となる資産から、「たな卸資産」を除外するものとはなっていない。あくまで、「たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得」は、「譲渡所得に含まれないものとする」規定である。よって、上記批判には論理のねじれ又は飛躍があるという反論もなしうる。

仮に、上記のような縮小解釈が認められるとしよう。この場合でも、暗号資産については、外貨と同様に本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあ

(15) なお、金子教授の上記見解と同趣旨のものと思われるものとして、高橋祐介教授は、暗号資産について、「所得税法上では、経済的価値を有し譲渡可能なものとしての資産に該当し、総合課税の対象になる」と論じられる（高橋祐介「技術革新による税務行政の課題」租税46号66頁）。

(16) 上記通達の合理性に疑問を提起する裁判例として、名古屋地裁平成17年7月27日判決（判タ1204号136頁）参照。なお、控訴審・名古屋高裁平成17年12月21日判決（税資255号順号10249）において疑問を提起する判示部分は削除されている。

(17) 詳細は、泉・前掲注（1）及び泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学581号3頁以下参照。

(18) 佐藤・前掲注（8）91頁参照。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

でも、それ自体が価値の尺度とされており、資産の価値の増加益を観念することは困難であるという国税庁の説明（前記Ⅲ3（2）参照）は直ちには承服しがたい。暗号資産のレートが通貨の需給バランスによって決定されることを前提とした場合、上記説明のみで、暗号資産の譲渡益が譲渡所得の本質と合致しないといえるか、あるいは暗号資産という資産の価値の増加益を観念することが困難であるといえるか、という疑問が解消されないからである。この点は、後述する為替差損益に関しても同様のことがいえる。

国税庁は、資金決済法や消費税法の定めを踏まえて暗号資産の支払手段性を強調することにより、資産の価値の増加益を観念することは困難であると主張しているように見受けられるが、この点についても疑問がある。投資対象や資金調達手段などにもなりうる暗号資産について、その支払手段性のみを強調することは妥当でない。しかも、後述するとおり、現状では暗号資産の支払手段性は極めて限定されたものとなっている（後記（2）イ②参照）。令和元年5月31日に、資金決済法を改正し、仮想通貨の呼称を暗号資産に変更し、かつ、金融商品取引法を改正し、金融商品の定義に資金決済法上の暗号資産を追加する法案が国会を通過したことからすれば、支払手段としての側面のみを強調することの妥当性が一層問われることになる。

（2）外貨の課税関係との整合性について

外貨との関係については、①外貨の譲渡による所得は資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするか及び②暗号資産と外貨を同列に扱うことは妥当かという2つの観点から検討を要する。

ア ①外貨の譲渡による所得は資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするか

①について、所得税法では、円単位で所得を測定し、税額を算定することが予定されており、円という通貨は、価値をはかる物差しであるという理解⁽¹⁹⁾（金額の単位を円としていることについて、所得税法89条など参照）がある。かかる理解から、邦貨は、それ自体が他のものや利益の価値をはかる価値尺度であり、値上がりや値下がりを考えることができないため、キャピタルゲインを生まず、譲渡所得の基因となる資産には該当しないという解釈を導きうる。そればかりか、邦貨の譲渡からは所得の発生を観念しないと解することにもつながりうる。

外貨について、ドルのような外貨は交換レートにより、円で価値をはかることができるし、円で表した価値が変動するが、譲渡所得の基因となる資産には当たらないという考え方が⁽²⁰⁾ある。また、為替相場の変動による損益は、通常、雑所得と解されている⁽²¹⁾。もっとも、外貨が資産に当たらないことや為替相場の変動による損益が雑所得であることの法

(19) 参考として、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」ジュリ1315号196頁、藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法（1）」国家130巻9号779～778頁参照。通常、所得は、その国の法定通貨で計算され、申告される。See Nick Pantaleo & J. Scott Wilkie, *General Report*, in IFA, FOREIGN EXCHANGE ISSUES IN INTERNATIONAL TAXATION, CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL, Vol. 94b, 29 (2009).

(20) 参考として、佐藤・前掲注（8）88頁参照。

的根拠は必ずしも明らかではない。所得税法では、円単位で所得を測定し、税額を算定することが予定されており、円という通貨は、価値をはかる物差しであるという上記理解を推し進めて、所得税法の世界では円という通貨のみが価値をはかる唯一の物差しであると解すると、明文の規定がないにもかかわらず、譲渡所得の基因となる資産から外貨を除外することには、解釈論としての限界があるのではないかという疑問も生じる。

補充するに、譲渡所得の本質は、納税者自身の活動や努力による成果ではなく、外的条件によってもたらされた価値の増加益であると解されている⁽²²⁾。このことを踏まえて考察を進めると、次のような疑問に行き着く。

- ・(均衡理論の妥当性の問題もあるが) 通貨の需給バランスによって決定されると説明される為替相場の変動による損益⁽²³⁾は、譲渡所得の本質と合致しない(よって、譲渡所得に該当する余地はない)といえるか。
- ・異なる通貨間の相対的な価値の変動はキャピタルゲインではないと論断できるか。
- ・邦貨の譲渡からは所得の発生を觀念しないことに対する説明と同じ説明でもって、(外貨の譲渡からは所得の発生を觀念しないとするのではなく) 外貨を譲渡所得の基因となる資産から除外することは妥当か⁽²⁴⁾。

これらの疑問は、ドルのような外貨と円を交換した場合に生じる為替相場の変動による損益を原則として雑所得とする課税実務の従来取扱いに対する疑問へと連鎖する。「ビットコイン等の仮想通貨」は譲渡所得の基因となる資産であることを認める金子宏教授が、「外貨も資産の一種であり、外貨と円貨との交換からは、資産の譲渡損益として、為替差損益が生ずる」とされていることにも目を向けておきたい⁽²⁵⁾。

また、解釈論の文脈に関する限り、現行所得税法はそこまで掘り下げて所得区分を判定

(21) 佐藤・前掲注(8) 88頁、国税不服審判所平28年6月2日裁決(裁決事例集103号89頁)参照。外貨預金の為替差益は雑所得に当たると説明するものとして、税制調査会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(平成16年6月15日)の二の1(3)参照。

(22) 金子・前掲注(13) 266頁、岡村忠生『所得税法講義』216頁(成文堂2007)参照。

(23) 宿輪純一『通貨経済学入門〔第2版〕』64頁(日本経済新聞出版社2015)参照。See also MINDY HERZFELD & RICHARD L. DOERNBERG, INTERNATIONAL TAXATION IN A NUTSHELL 409 (11th ed. 2018). 第3版の邦訳として、リチャード・L・ドーンバーグ〔川端康之監訳〕『アメリカ国際租税法〔第3版〕』(清文社2001)がある。論理展開の参考として、岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法〔第2版〕』144頁(弘文堂2007)参照。

(24) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第6版〕』290頁(弘文堂2018)は、「価値増加を觀念することができない資産〔筆者注：ここでは金銭〕を譲渡所得課税の対象とするのは、『所得なきところ』あるいは『所得と觀念し得ないもの』に課税するおそれがある」とされる一方、外貨に係る為替差益(同書290頁)や「仮想通貨の売却・使用による利益」(同書313頁)は雑所得であるとされているが、このことを念頭に置かれているのであろうか。

(25) 金子・前掲注(13) 262頁。同書302頁では、先物為替予約の付されたインパクトローンの返済に伴って生じた為替差益が雑所得であることを前提とする松山地裁平成7年2月24日判決(訟月42巻10号2533頁)を参照して、雑所得に該当する所得として為替差損益を挙げた上で、同判決に対して「解釈上は譲渡所得に含めることも可能である」という見解が示されている。このほかにも、吉村典久「通貨と租税」金子宏監修『現代租税法講座 第2巻 家族・社会』318頁(日本評論社2017)は、「外貨そのものは、円貨との関係においてキャピタル・ゲインを生むと考えて良い」と述べておられる。かように、外貨の譲渡による所得が譲渡所得ないしキャピタルゲインに該当することを述べる学説も珍しくない。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

することを予定しているか、といった問題もある。例えば、清算課税説を採用するとしても、所得税法は、資産の譲渡により実際に発生した利得又は損失が当該資産の値上がり又は値下がりとしての性質を有するかどうかをきめ細かく又は深掘りして、峻別するような規定振りになっていない。資産の価値が増加する要因は多種多様であるから⁽²⁶⁾、かような規定の下ではいわゆる二重利得法の採用の可否や金銭債権の資産性など種々の問題が生じる。その各要因に照準を定めることで、資産性を否定する、あるいはキャピタルゲイン又はロスではないとすることが認められるかという問題である（もっとも、資産の価値は、その資産から得られる将来の純収益の割引現在価値の総和に等しいというのが経済学の原則であることがしばしば指摘されることに留意⁽²⁷⁾）。

他方、例えば、次の2つのアプローチによって、資産性否定説を更に展開する余地はある。1つは、金利平価説や購買力平価説など為替レートの決定要因の説明理論を用いて、所得区分判定のために為替差損益の性質を掘り下げるアプローチである。立法論及び解釈論の双方において有意義な視点を提供する可能性がある⁽²⁸⁾。もっとも、為替レートが変動する要因は様々であり、かかる理論を用いて理想値や予測値を割り出すことが求められる場面はあるとしても、結局、そのような理論が現実の為替相場に完全に当てはまるのか、複合的な変動要因を提示せざるをえないのではないか、複数の仮定や条件の下でのみ成り立つ理論ではないか、個別の契約の多様性にどう対応するか、短期又は長期の為替レートのいずれを説明するのかといった疑問も投げかけうる。場面分けを意識した議論が必要かもしれない⁽²⁹⁾。

もう1つは、「外貨建取引」の「換算」に係る規定である所得税法57条の3の存在を手掛かりとするアプローチである。「同条はあくまで換算に関する規定であり、外貨を受け取った場合も金銭であることを前提にしている」という理解がありうる⁽³⁰⁾。ただし、かかる理解をなしうるからといって、為替差損益は譲渡所得に該当しないという結論が当然に導かれるか、という問題もある。

(26) See Stanley S. Surrey, *Definitional Problems in Capital Gains Taxation*, 69 HARV. L. REV. 985, 989 (1956); DANIEL L. SIMMONS ET AL, FEDERAL INCOME TAXATION 832 (7th ed. 2017).

(27) See e.g., JOSEPH BANKMAN ET AL., FEDERAL INCOME TAXATION 653 (18th ed. 2018); *Lattera v. CIR*, 437 F.3d 399, 404 (3d Cir. 2006).

(28) 参考として、藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法（4）」国家131巻7=8号716～708頁は、為替レートが両国の（期待）インフレ率によって決まることを前提とした興味深い研究をなされている。経済学の知見に基づく研究として、同「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法（6・完）」国家132巻1=2号170～133頁参照。

(29) この辺りの議論について、差し当たり、See PAUL R. KRUGMAN ET. AL, INTERNATIONAL ECONOMICS: THEORY AND POLICY, GLOBAL EDITION Chap. 14-17 (11th ed. 2017). なお、為替差損益の課税関係に関する文脈において、購買力平価説等の理論が現実をうまく説明できない場合があることを指摘するものとして、See Donald R. Ravenscroft, *Taxation of Income Arising from Changes in Value of Foreign Currency*, 82 HARV. L. REV. 772, 783 (1969).

(30) 藤岡・前掲注(19)778頁。ただし、外貨が所得税法36条1項の金銭に該当するかという点については議論がある。否定説として、吉村・前掲注(25)318頁参照。また、所得税法57条の3の位置付け等に関する議論について、山本直毅「所得税法57条の3第1項に該当する外貨預金口座の払出しにより生じた為替差損益の課税時期」税弘66巻1号186頁以下参照。

イ 米国連邦所得税法における外貨の取扱い (①の観点との関連)

①の観点との関連で、米国連邦所得税法における外貨の取扱いについて論じておく。国税庁は外貨についてキャピタルゲインを生まない資産であると解しているが、米国では、一般に、そのような理解はなされていない。すなわち、連邦所得税法上、為替差損益については、利子的要素とキャピタルゲイン的要素から成り、かつ、両者の区分は困難であることから、原則として、キャピタルゲイン又はロスではなく、通常所得又は損失として一律に扱うプラグマティックな立法的解決を図っている⁽³¹⁾。注意すべきは、規定上も、解釈論上も、外貨自体がキャピタルゲイン又はロスを生み出す財産ないし資本的資産に該当する可能性を否定しているわけではないことである。例えば、個人使用資産に係る為替差損益はキャピタルゲイン又はロスになりうる。また、投資的要素が強いものもキャピタルゲイン又はロスとして扱われているようである(内国歳入庁は、暗号資産についても、その売却又は交換により実現する損益の性質は、通常、暗号資産が納税者の手元において資本的資産であるかどうかにかかわらず、キャピタルゲイン又はロスになりうることを明らかにしている(Notice2014-21))。連邦所得税法は、外貨がキャピタルゲイン又はロスを生み出す財産ないし資本的資産になりうることを前提に、個人の私的取引以外の要因から生じる為替差損益について、通常所得として取り扱うことなどを明らかにするために一連の規定(Subpart J)を用意している。

日米の税制が異なるため、米国の議論は参考にならないという批判もあるかもしれないが、連邦所得税法のキャピタルゲイン税制と日本の所得税法の譲渡所得は、規定の細部を見ると所々相違しているが、根幹部分は通じるものがあるという評価もなしうるのではないが、少なくとも、日米のキャピタルゲインの課税制度が異なるからといって、暗号資産の譲渡所得該当性を検討するに当たって、米国の制度から何ら手掛かりを得ることはできないと簡単に片付けるのは妥当ではないと解する。なお、平成31年3月20日の参議院財政金融委員会においては、米国連邦所得税法における暗号資産又は外貨のキャピタルゲイン該当性等についても議論されている。

《②暗号資産と外貨を同列に扱うことは妥当か》

②について、現状を見る限り、暗号資産と外貨を同列に扱うことは妥当でない。もちろん、ビットコインのように、法定通貨には到底及ばないもの他のアルトコインよりは支払手段として受け入れられている暗号資産は、外貨そのものではないが、着目する特徴いかんによっては、外貨と同様の性質を有するという評価が成り立つ余地はある。国内において支払手段として浸透する可能性もあるであろうし(外貨との比較に留意)、そもそも、他国が暗号資産を法定通貨として採用する可能性も皆無ではあるまい(この場合、そのような暗号資産をこれまでと同様の「暗号資産」の範疇に存置するかどうかという問題はあ

る)。他方で、かようなビットコインですら、現状では、支払手段として使用できる店舗等に限られている⁽³²⁾。使用時に逐一課税されることや暗号資産のボラティリティの高さが原

(31) STAFF OF THE JOINT COMM. ON TAXATION, GENERAL EXPLANATION OF THE TAX REFORM ACT OF 1986, 1087-1088 (H.R. 3838, 99th Congress, Public Law 99-514).

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

因かもしれないが、次のような疑問を払拭できない⁽³³⁾。

- ・結局、ビットコインにしても法定通貨に価値を換算することなしに、その価値を認識するところまでには至っていないのではないか（国税庁が暗号資産はすべて価値尺度であると認められているかのように説明することへの疑問）。
- ・人々がビットコインに対して抱く通貨としての価値に対する信用は、円やドルなどに対するそれと同じレベルであるとはいえないのではないか⁽³⁴⁾。
- ・この点で暗号資産を外貨と同列に扱うことが妥当でない場面があるのではないか。
- ・資金決済法の定義を前提にするとしても、同法の暗号資産の定義に当てはまるすべてのアルトコインについて支払手段性を強調したり、外貨と同列に扱ったりすることが妥当ではないことは明らかではないか。

そもそも、暗号資産については、所得税法 57 条の 3 のような換算規定は存在しないこと及び千姿万態ともいべき暗号資産を画一的に取り扱うことは困難であろう。

V 結びに代えて

本稿では、暗号資産の譲渡による所得は譲渡所得ではなく、原則として雑所得になるとする国税庁情報 4 号等に対する疑問①（暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地を認めるものであるか）及び疑問②（なぜ暗号資産の譲渡による所得が原則として雑所得となるのか）、さらには各疑問に関連して国税庁の見解の妥当性について考察を行った。

Ⅱでは、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する国税庁の見解の根拠に関して、考えられる筋を整理し、資産性否定説が有力であると推察した。Ⅲでは、国会における議論を手掛かりとして、次のことを明らかにした。国税庁は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」であるとする清算課税説を前提として、暗号資産の支払手段性を強調することにより、暗号資産の譲渡による所得は、外貨と同様に、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものと解している。また、国税庁は、暗号資産は資産ではあることを認めるが、譲渡所得

(32) 平成 30 年 3 月末時点で、国内でビットコインを支払に使用できる店舗は少なくとも 5 万店舗以上存在するようであるが、暗号資産業者が提携した量販店などにおける利用が暗号資産による支払といえるかについては議論がある。畠山久志ほか編『仮想通貨法の仕組みと実務』5 頁以下 [畠山久志] (日本加除出版 2018) 1 参照。同書 12 頁では、暗号資産取引量のうちに現物取引が占める割合よりもレバレッジ取引が占める割合の方がはるかに高いことに触れた上で、暗号資産を決済に使う実需はないため、差金取引以外に取引を利用する実益はないとされる。同書が前提とする暗号資産取引等のデータとして、(一社)日本仮想通貨交換業協会「仮想通貨取引についての現状報告」(平成 30 年 4 月) 参照。当該報告について、金融庁 HP (<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180410-3.pdf> [最終確認日：令和元年 5 月 16 日]) 参照。

(33) 金子邦彦『現代貨幣論』23 頁以下及び 131 頁以下 (晃洋書房 2018)、森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金法 2095 号 21 頁以下、本多正樹「仮想通貨の民事法上の位置付けに関する一考察 (2・完)」民商 154 巻 6 号 1209 頁以下、川端・前掲注 (1) 5 頁以下も参照。See also Carson W. King, *When Virtual Reality Becomes Real: Taxation of Cryptocurrencies*, at 22, available at <https://www.jmls.edu/academics/taxeb/pdf/king.pdf> [最終確認日：令和元年 5 月 16 日]。

(34) ただし、世界には自国民を含めて人々からの信用を得ていない法定通貨があることに留意すべきである。

の基因となる資産（所得税法33条にいう資産）には該当しないと解している。暗号資産が資産であることは平成31年度の改正法にも表れている。この部分だけを見る限りでは、疑問①及び②に関して、国税庁は資産性否定説を採用しており、かつ、同説をとる帰結として譲渡所得に該当する余地を否定する立場であるという推察が正しかったことになる（ただし、並木稔国税庁次長（当時）らは、暗号資産の譲渡による所得は「一般論として」譲渡所得に該当しないと述べており、場合によっては譲渡所得に該当することもありうることを言外に示しているとも見ることが可能な答弁を行っていることに留意）。これによって、暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性を否定する、ひいては原則として雑所得とする国税庁の見解の妥当性に関して、議論すべき点が絞られた。すなわち、重点的に検討すべきは、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かという点である。かような考察を踏まえて、Ⅳにおいては、資産性否定説に対して、更に展開させる可能性を抱懐しつつも、所得税法33条の解釈論及び暗号資産の支払手段該当性という観点と、外貨の課税関係との整合性という観点から、疑問を提起した。国会では暗号資産の課税関係に関する議論が続いており、筆者としては、今後の議論を通じて、次の点に対する国税庁の見解が明らかにされることを期待したい。

- ①暗号資産の譲渡による所得は「一般論として」譲渡所得に該当しないという答弁は、場合によっては譲渡所得に該当することがありうるという含みを持たせるものか（支払手段のみならず、投資対象や資金調達手段などにもなりうる暗号資産について、その所有者による所有目的や譲渡等の状況に応じて、その譲渡による所得の所得区分が変わりうるということか。二重利得法のように譲渡益の中に性質の異なる所得が含まれていることに着眼することで⁽³⁵⁾、譲渡益の一部が譲渡所得、残りが雑所得ということもありうるということか）
- ②含みを持たせている場合、暗号資産は譲渡所得の基因となる資産に該当しないという国税庁の考え方とどのように整合するのか。
- ③資産の値上がりによる所得とはどのようなものと考えているのか。なぜ、本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされているようなもの（資産）は、資産の価値の増加益を観念することが困難であるといえるのか。また、暗号資産は、どのようなケースにおいても資産の価値の増加益を観念することが不可能であるというのか。暗号資産であれば一律にそれ自体が価値の尺度であると認めるのか。
- ④なぜ、所得税法33条が譲渡所得の基因となる資産から③のようなものを除外しているといえるのか。例えば、同条がそのようなものを除外するほどきめ細やかな規範であるというのであれば、原則として、名目所得やインフレ部分の調整を行っていないこととの関係で、どのように整合的な説明をするのか。
- ⑤所得税基本通達33—1は「譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をい」うとしているところ、所得税法33条

(35) 金子宏「譲渡所得の意義と範囲—二重利得法の提案を含めて—」『課税単位及び譲渡所得の研究』238頁（有斐閣1996）〔初出1980〕参照。

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

2項各号に規定する資産に該当しない暗号資産を觀念することはできるし、暗号資産を金銭債権と解することは難しいため、暗号資産はこの通達にいう「一切の資産」に含まれることにならないか⁽³⁶⁾。行政手続法38条及び39条を遵守し、パブリックコメントを実施して通達を改正し、国会における上記答弁も織り込んだ国税庁の見解を示すべきではないか。

⑥暗号資産の譲渡による所得が一時所得に該当しない論拠は何か。暗号資産の譲渡による所得が所得税法34条の「資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」に該当する可能性はあるか。あるいは、暗号資産の譲渡による所得が一時所得に該当する余地はあるか。

繰り返しになるが、国税庁は、資産性否定説を採用し、暗号資産は資産ではあるが譲渡所得の基因となる資産には該当しないと解している。そして、同説をとる帰結として譲渡所得に該当する余地を否定することになる。暗号資産の譲渡による所得について、原則として雑所得であると述べることで譲渡所得該当性を否定する情報4号等の論拠等が、国会における議論を通じてようやく明らかになった。このことに着目して、国税庁による情報4号等の公表のあり方に対して批判を向けることもできる。租税法律主義への抵触という問題や国税庁が公表する行政解釈の納税者に対する影響ないし事実上の拘束力という問題に加えて、暗号資産の専門性、この分野における国税庁の専門性の欠如及び国税庁におけるマンパワーの不足という事情も考慮すると、情報4号等を作成する前に、任意という形でもいいので行政手続法所定のパブリックコメントを実施すべきであったのではないか。かかる場面において、①政令又は通達の制定前の手続的統制、②これによる政令又は通達の内容の租税法律主義適合性の確保、③行政機関と国民が相互に情報、知識、経験又はデータ等を提供し合うことによる規定内容の充実化、④国民参加による民主主義的租税観との適合性及び予測可能性の向上、⑤立案時の議論が開かれた公開の場で行われ、その記録が残されることを通じた行政機関や裁判所による法令解釈及び適用の客観性・合理性の確保というパブリックコメントの有益な機能⁽³⁷⁾が力を発揮していた可能性もある⁽³⁸⁾。

最後に、藤巻健史議員が、暗号資産や外貨の譲渡等に係る所得の所得区分が現行所得税法下において、雑所得のみならず譲渡所得や一時所得に該当すると解する余地が認められるのであれば、政策的に所得区分を決定するような立法措置をとるべきであるという趣旨の主張を行っていること及び国税庁が暗号資産の支払手段性を強調していることに関連し

(36) ただし、暗号資産は金銭債権に該当するという見解もある。酒井克彦「仮想通貨と租税法上の諸問題—ビットコイン取引に係る損失への所得税法上の配慮—」伊藤壽英編『法社会のグローバル化と理論的実務的対応』302頁以下（中央大学出版部2017）参照。

(37) 泉絢也「租税法領域におけるパブリックコメントの活用と制度改革の提言—米国の制度から得られるインプリケーション—」Accord Tax Review9 = 10号48頁以下参照。

(38) 情報4号等について、情報やFAQではなく通達という形をとっていたならば、税制改正に伴うものでないため、国税庁は、パブリックコメントを行っていたであろう（行手39④二）。行政解釈の公表形態が多様化している中で、情報、FAQ、通達などいずれの形態で行政解釈を公表ないし制定するのかを決定する基準について、検討を加えるべきであるかもしれない。また、国税庁は、通達の場合はその趣旨説明（根拠）も公表しているが、FAQの場合はそれを公表しないことも腑に落ちない。

て、所得区分の議論からやや離れるものの、日本において、暗号資産（及び／又は外貨）の譲渡に係るデミニミスルールを採用することも検討に値することを指摘しておく。米国連邦所得税法上、外貨の譲渡により発生する利得については、それが海外旅行中に行う外貨による支払など個人の私的取引により生じた場合には、200米ドル以内であれば認識されない（内国歳入法典 § 988 (e) (2)）⁽³⁹⁾。個人が財又はサービスと外貨を交換する度に、毎回、外貨を米ドルの所得又は損失を生じさせる財産として扱わなければならないとすると、外国で生活している又は外国を訪れている合衆国の個人は、深刻な行政上の負担を負うことになる。このことを前提に、個人はデミニミスケースにおいて、取引の都度、為替差損益を記録しなければならないという要請から解放されるべきであるというのが上記規定の趣旨である⁽⁴⁰⁾。暗号資産の支払手段性を強調するのであれば、政策的な観点からかような規定を設けることも一考に値しよう。もちろん、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当するならば、譲渡所得の特別控除（最高50万円）や、（暗号資産の設計次第で条文上のハードルを乗り越えられるかなど克服しなければならない課題はあるが）「生活に通常必要な動産」の譲渡による所得の非課税の規定と絡めて議論がなされることになる。この意味でも、本稿で取り扱った暗号資産の譲渡による所得の譲渡所得該当性というテーマは暗号資産の課税関係を考えるに当たって重要な論点の1つである。

本研究は JSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

(2019.5.20 受稿, 2019.7.11 受理)

(39) Notice2014-21 によれば、内国歳入庁は、現行連邦税法上、暗号資産は為替差損益が生じうる通貨として扱われることはない（よって、内国歳入法典 § 988 (e) (2) の適用もない）と解している（A-2）。暗号資産は法定通貨ではなく、広く支払手段として浸透しているわけではないことなどが、そのように解する理由のようである。See David D. Stewart, *IRS Preps Bitcoin Investigators as Treatment Questions Remain*, 144 TAX NOTES 1538, 1539 (2014).

(40) See COMM. ON THE BUDGET HOUSE OF REPRESENTATIVES, REVENUE RECONCILIATION ACT OF 1997, 525-526 (H.R. Rep. No. 105-148, 105th Cong. 1st Sess. (1997)); STAFF OF THE JOINT COMM. ON TAXATION, GENERAL EXPLANATION OF TAX LEGISLATION ENACTED IN 1997, 300-301 (1997).

泉 絢也：なぜ暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？

〔抄 録〕

本稿は、暗号資産の譲渡による所得は譲渡所得ではなく、原則として雑所得になるとする国税庁の見解に対する疑問①（暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地を認めるものであるか）及び疑問②（なぜ暗号資産の譲渡による所得が原則として雑所得となるのか）と、各疑問に関連して国税庁の見解の妥当性について考察を行った。

具体的には、国会における議論を手掛かりとして、次のことを明らかにした。国税庁は譲渡所得に関する清算課税説を前提として、暗号資産の支払手段性を強調することにより、その譲渡による所得は、外貨と同様に、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にすると解している。また、暗号資産は資産ではあるが譲渡所得の基因となる資産（所得税法33条にいう資産）には該当しないという資産性否定説を採用している。よって、重点的に検討すべきは、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当するかという点である。その上で、資産性否定説について、更に展開させる可能性を抱懐しつつも、所得税法33条の解釈論及び暗号資産の支払手段該当性という観点と、外貨の課税関係との整合性という観点から、疑問を提起した。